十　暗号資産信用取引にあっては、次に掲げる事項
イ　暗号資産信用取引である旨
ロ　新規又は決済の別
ハ　信用供与に係る債務の額及び弁済の期限
ニ　当該暗号資産信用取引に関して受け取る手数料、報酬その他の対価の額
3　第一項第二号の媒介又は代理に係る取引記録には、法第二条第七項第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものに限る。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　［略］
二　暗号資産交換業の利用者の氏名又は名称
［三・四　略］
五　暗号資産の名称
六　暗号資産の数量
七　約定価格又は単価及び金額（他の暗号資産との交換の場合にあっては、当該他の暗号資産の名称及び約定価格に準ずるもの）
八　［略］
九　暗号資産信用取引にあっては、次に掲げる事項
イ　暗号資産信用取引である旨
ロ　新規又は決済の別
ハ　信用供与に係る債務の額及び弁済の期限
ニ　当該暗号資産信用取引に関して受け取る手数料、報酬その他の対価の額
4　第一項第三号の自己勘定元帳には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　暗号資産の名称
［二・三　略］
四　売付け、買付け又は他の暗号資産との交換の別
五　暗号資産の数量
六　自己が保有する金銭の額及び暗号資産の数量の残高

（顧客勘定元帳）

第三十五条　第三十三条第一項第三号に規定する顧客勘定元帳とは、次に掲げるものとする。
一　利用者勘定元帳（暗号資産の交換等を行う者に限る。）
二　暗号資産管理明細簿（暗号資産の管理を行う者に限る。）
2　前項第一号の利用者勘定元帳は、暗号資産交換業の利用者ごとに作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　［略］
二　入出金及びその年月日並びに差引残高
三　暗号資産の名称
［四　略］
五　売付け、買付け又は他の暗号資産との交換の別
六　［略］
七　暗号資産の数量
八　約定価格又は単価及び金額（他の暗号資産との交換の場合にあっては、当該他の暗号資産の名称及び約定価格に準ずるもの）
［号を加える。］
3　［同上］
一　［同上］
二　利用者の氏名又は名称
［三・四　同上］
五　仮想通貨の名称
六　仮想通貨の数量
七　約定価格又は単価及び金額（他の仮想通貨との交換の場合にあっては、当該他の仮想通貨の名称及び約定価格に準ずるもの）
八　［同上］
［号を加える。］
4　［同上］
一　仮想通貨の名称
［二・三　同上］
四　売付け、買付け又は他の仮想通貨との交換の別
五　仮想通貨の数量
六　自己が保有する金銭の額及び仮想通貨の数量の残高

（顧客勘定元帳）

第二十八条　第二十六条第一項第三号に規定する顧客勘定元帳とは、次に掲げるものとする。
一　利用者勘定元帳
二　仮想通貨管理明細簿（法第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者に限る。）
2　前項第一号の利用者勘定元帳は、利用者ごとに作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　［同上］
［号を加える。］
二　仮想通貨の名称
三　［同上］
四　売付け、買付け又は他の仮想通貨との交換の別
五　［同上］
六　仮想通貨の数量
七　約定価格又は単価及び金額（他の仮想通貨との交換の場合にあっては、当該他の仮想通貨の名称及び約定価格に準ずるもの）